

2006年度(第16回)
日本シニアオープンゴルフ選手権予選競技
競 技 規 定

期日および場所

Aブロック(東日本1):	9月5日(火)	草津カントリークラブ	
	【予備日9月6日(水)】	〒377-1712 群馬県吾妻郡草津町前口3-45	Tel.0279-88-3610
Bブロック(東日本2):	9月6日(水)	戸塚カントリークラブ 西コース	
	【予備日9月7日(木)】	〒241-0834 神奈川県横浜市旭区大池町26	Tel.045-351-1241
Cブロック(西日本1):	8月22日(火)	鳴尾ゴルフ倶楽部	
	【予備日8月23日(水)】	〒666-0155 兵庫県川西市西畦野金ヶ谷1-4	Tel.072-794-1011
Dブロック(西日本2):	9月7日(木)	広島カンツリー倶楽部 八本松コース	
	【予備日9月8日(金)】	〒739-0151 広島県東広島市八本松町原	Tel.082-429-0511

主 催 : (財)日本ゴルフ協会

1. ゴルフ規則: 日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. プレーの条件: 18ホール・ストロークプレー
3. 使用球の規格: (1) 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 (c)1a』を適用する。(ゴルフ規則161ページ参照)
(2) ラウンド中に使用する球について『ワンボール条件・ゴルフ規則付 (c)1b』を適用する。
(ゴルフ規則161ページ参照)
4. ドライビング: プレーヤーがラウンド中に持ち運ぶドライバーは、R&A ルールズリミテッドの発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに名前が掲載されているクラブヘッド(モデルやロフトによって識別される)を有していなければならない。この競技の条件の違反の罰は競技失格
「最新の適合ドライバーヘッドリスト」とは競技の条件で別途規定されていない限り、競技が開催される週(複数ラウンドの場合は第1ラウンドが開催される週)の火曜日にR&Aのホームページ上に掲載されているリストとする。」
5. 移 動: 正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 (c)9 移動』を適用する。
(ゴルフ規則166ページ参照)
6. キャディー: 正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 (c)3』を適用する。
(ゴルフ規則163ページ参照)
なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。
7. 競技終了時点: 本予選競技は、競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。
8. 参 加 資 格: 次のいずれかに該当するゴルファー(但し、本選競技1日目(2006年10月26日(木)までに満50歳以上に達する者)に参加資格を付与する。
(1) JGA ハンディキャップ6.4までの男子アマチュア
(ただし、JGA ハンディキャップは最新のものであること。)
(2) PGA シニアツアー競技登録者及び日本プロゴルフ協会トーナメントプレーヤー会員
(3) 2005 日本女子オープンゴルフ選手権競技第3ラウンド進出者
(4) JGA 特別承認者
9. 定 員: 各会場144名を上限とする。但し、当該会場の競技委員会が別に定めた場合はこの限りではない。
10. ブ ロ ッ ク: (1) 第8項(1)から(3)に該当する競技者
出場会場の希望を取り原則先着順にJGAにて振り分ける。
申し込み用紙に記載してある記入要項にしたがって会場の希望を記入すること。
定員を超えた場合、希望の会場から他の会場に振り分けることがある。
その場合、参加を取り消しても参加料の返金は認めない。
(2) 第8項(4)に該当する競技者

JGA が決定する。

(注) 本予選競技に参加する競技者は、複数のブロックへの参加は認めない。

(注) 参加申し込み後のブロックの変更は認めない。

11. 通過者：各予選競技よりの通過者にタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式により本選競技への通過者を決定する。

(注) 各予選競技よりの通過者数は、8月18日(金)に決定する。本選競技への通過者が決定した後、当該ブロックより欠場者が生じた場合、次位の者を繰り上げる。

本選競技 10月26日(木)～10月29日(日) 桑名カントリー倶楽部

12. 参加申込：参加希望者は、参加料を4月25日(火)以降、締切日までに、現金書留にて支払うこと。(銀行振込、為替小切手等は一切受け付けません。) 所定の参加申込書は現金書留に同封し、参加料と共に直接日本ゴルフ協会へ送付すること。

なお、参加希望ブロックを必ず明記の上、下記の方法により申し込まなければならない。

(1) 第8項(1)に該当する競技者

・JGA ハンディキャップ実施倶楽部所属の参加希望者

申込書に所属倶楽部の証明を受け、本人が直接 JGA へ申し込むこと。

・JGA ハンディキャップ未実施倶楽部所属の参加希望者

所定の JGA ハンディキャップ査定申請書を倶楽部より地区連盟に提出して、連盟のハンディキャップ証明を受け、申込書に添付して本人が直接 JGA へ申し込むこと。
ただし、関東ゴルフ連盟加盟倶楽部の中で JGA ハンディキャップ未実施倶楽部からの参加希望者は、ハンディキャップ査定申請書に倶楽部で記入の上、申込書に添付して本人が直接 JGA へ申し込むこと。査定申請書は JGA にご請求下さい。

・JGA 加盟倶楽部会員以外の参加希望者

JGA ハンディキャップ証明書を所持している申込者は、申込書の証明欄に JGA ハンディキャップ証明書のコピーを添付の上、直接 JGA に申し込むこと。証明書を所持していない申込者は申込書の証明欄に団体の証明を受け、本人が直接 JGA へ申し込むこと。

(2) 第8項(2)、(3)、(4)に該当する競技者

直接 JGA へ申し込むこと。

送付先：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2 階

(財) 日本ゴルフ協会 .03-3566-0003

参加申込書は JGA ホームページ：www.jga.or.jp から取り込むことが可能です。

13. 申込締切日：7月28日(金)午後5時までに JGA へ必着のこと。

電信、電話、ファックスによる参加申し込みは受理しない。また、締切後の申し込みは理由の如何を問わず受理しない。

14. 参加料：本選・予選を通じ 26,000 円(消費税含む)

(注) 締切後の参加取り消しの場合は参加料は返金しない。

(注) 締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料(銀行振込手数料等)は申込者の負担とする。

15. 個人情報に関する同意内容：参加希望者は、参加申込みに際し、「2006 年度(第 16 回)日本シニアオープンゴルフ選手権競技参加申込書」並びに「2006 年度(第 16 回)日本シニアオープンゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、(財)日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。

(1) 第 16 回日本シニアオープンゴルフ選手権(以下「選手権」と称する)の参加資格の審査。

(2) 選手権の開催および運営に関する業務。これには、参加者に対する競技関係書類(組合せ表等)の発送、選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属(所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年)、その他選手紹介情報並びに選手権の競技結果の公表を含む。

(3) この申込書並びに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2) 記載の公表事項の適宜の方法による公表。

16. 肖像権に関する同意内容： 参加希望者は、参加申込みの際し、本選手権競技（競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む）に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは（財）日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権（収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利）を（財）日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。
17. 指定練習日： Aブロック： 8月30日（水）、9月1日（金）、4日（月）とし、うち1人2日までとする。
Bブロック： 8月30日（水）、31日（木）、9月5日（火）とし、うち1人2日までとする。
Cブロック： 8月11日（金）、18日（金）、21日（月）とし、うち1人2日までとする。
Dブロック： 8月31日（木）、9月1日（金）、6日（水）とし、うち1人2日までとする。
18. 参加章： 出場クリップ（日本オープン・日本女子オープン・日本シニアオープン無料入場特典あり）

注1：8月21日時点（ファンケルクラシック終了時点）のPGAシニアツアー賞金ランキング上位20位に入った方は本選競技への出場資格を得ることになりますので、この予選競技に参加申込を済ませた方が該当した場合、自動的に本選競技への申し込みを済ませたものとして扱います。

注2：2002年度よりアマチュア資格規則が変更となりました。参加申込の際は自身の参加資格（アマチュアかプロフェッショナルか）を明確にした上で申込み願います。なお、不明な点はJGAホームページ：www.jga.or.jpもしくは（財）日本ゴルフ協会発行の『ゴルフ規則（付）アマチュア資格規則2006』を参照願います。

注3：グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。